

NPO高知市民会議 こうち未来基金 助成プログラム

## 「そうあい若者応援基金」

# 応募要項



NPO高知市民会議 こうち未来基金

〒780-0862

高知県高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎2階 高知市市民活動サポートセンター内

ホームページ <https://shiminkaigi.org/kochi-mirai/>

e-mail [y.tabata@kochishiminkaigi.com](mailto:y.tabata@kochishiminkaigi.com)

TEL 088-820-1540

平日・10:00～21:00 / 土・10:00～18:00

休館: 日、祝、年末年始(12/29～1/3)

はじめに

高知県内の小中学校の不登校の児童生徒は1,238人(令和2年度、前年度比+121人)、千人当たりの人数は25.2人となり、これは全国ワースト1となっています。

不登校問題は8050問題(最近は9060)などの引きこもり問題に直結しています。

人口減少下において、一人でも多くの方が社会と繋がり、自分の人生をやりあるものにする。そういった機会の入り口に十分な社会的支援に協力が求められています。

## 家庭にのしかかる二重負担

県内には不登校の児童生徒をサポートするフリースクールはありますが、行政等の支援(補助制度)の網にかからず特に経済的な困難を抱える家庭ではフリースクールに通うための大きなハードルとなっています。高校の費用も払いながら、フリースクールの費用も払う家庭もありますが、二重の負担となっています。

そこで当基金の助成プログラムでは経済的な困難を抱える家庭の子どもたちをサポートすることを目的とし助成を実施します。

## プログラムの期間:採択後～2023年12月31日(日)

(2024年1月31日までに事業報告書を提出してください。)

### 1. 対象となる団体

- ①高知県内に事務所を置く非営利団体
- ②当事業を遂行することが可能な団体
- ③公益コミュニティサイト「CANPAN」に団体登録し、情報開示レベル★3を取得している、もしくは取得する意思を示した団体
- ④以下のいずれにも該当しない団体
  - 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - 反社会的勢力と関係のある団体

## 2. 助成金額

**271,800円**（1団体のみ）

## 3. 助成内容

① 経済的な困難を抱えている且つ、学校に登校ができない子どもが、学校以外の学びの場を利用する際の入会金や月謝の補助。

（例）月謝が30,000円の場合

半額を負担→15,000円×6ヶ月＝75,000円/一人

※状況により補助の仕方を変更する際は要相談。

② ①の情報を周知する為の広報宣伝費

※但し、助成金額の10%以内とします。

## 4. 選考方法と選考基準

こうち未来基金運営委員会が設置する選考委員会が書類選考を行い結果を通知します。

選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で、書類選考のみで判断ができない場合は面談を実施して採否を決定いたします。

### 【選考基準】

①本助成事業の主旨と条件に合致しているか

②実現可能かどうか

## 5. 助成の応募申請について

### 【申請期間】

**2023年1月16日（月）～2023年1月31日（火）17時必着**

### 【申請方法】

こうち未来基金のホームページもしくは下記より募集要項・予算書・申込フォームをダウンロードしてください。

[https://drive.google.com/drive/folders/1BlxWaLvHD3OvrWltx1ifO8RLC\\_nlqgEt?usp=share\\_link](https://drive.google.com/drive/folders/1BlxWaLvHD3OvrWltx1ifO8RLC_nlqgEt?usp=share_link)

## 6. 結果通知等

審査後ただちに応募者各位あてにメールにて採否の結果を通知します。

採択団体のみ「こうち未来基金」のホームページに団体名を掲載します。

尚、選考結果や選考内容、採否の理由に関するお問い合わせは当該団体の方に限りご希望があればお答えいたします。

### 助成プログラムの流れ



## 7. 助成決定時の義務・条件

### 【「助成交付に関する確認及び必要書類」の送信について】

選考の結果、採択団体となられた場合は採択通知とあわせて「助成交付に関する確認及び必要書類」のURLをお知らせします。

内容をご確認の上、送信してください。

これにより事業の経過あるいは完了報告、収支会計報告、その他用途変更等の事前相談手続き等の義務を負っていただく事になります。

### 【事業の報告義務について】

採択団体は申請内容と予算を事務局と調整しながら確実に実施するようお願いします。

尚、事業の実施状況確認のため訪問・面談・電話等で連絡後、必要に応じて「中間報告」を提出頂く場合があります。

また事業の経過・完了報告については、その一般公開についての同意をお願いします。

## 8. 助成事業決定後の事業内容変更や中止について

### 【助成申請の取り下げについて】

助成決定事業の助成金受け取りを取り下げる場合、こうち未来基金にご相談のうえ、中止理由書を提出してください。

### 【助成内容の変更や中止について】

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、変更理由書もしくは中止理由書を提出し、こうち未来基金の承認を事前に受けることが必要です。

## 9. 助成事業の実績報告

### 【実績報告について】

助成事業の終了1か月以内に以下の書類を郵便もしくはメールにてこうち未来基金まで提出してください。

- 所定の実績報告書
- 補助された入会費もしくは月謝の領収書のコピー

### 【ホームページ・広告誌・SNS等での成果報告】

社会に対し助成事業で得られた成果を広く伝えるため、こうち未来基金のホームページやSNS・広報誌等で成果を報告させていただきます。

また新聞やテレビ等の報道機関の求めに応じて事業成果等の情報を提供する場合があります。

## 10. 助成金のお支払いに関して

採択事業の終了後一か月以内に実績報告書を提出していただき助成決定金額を上限として事業実施に使用した支出金を助成します。

実績報告書の提出から約一か月以内に団体の指定口座へ振り込みます。

※助成対象とならない経費については、助成の支払はできません。  
対象経費に関して不安がある場合はその都度ご相談ください。

## 11. 助成金の返還や関係書類の保存などについて

### 【助成金の返還について】

以下の内容に関し、是正措置を求めたにも関わらず改善されない場合は返還を求めます。

- ・貴団体やその構成員が応募要領、助成金に関する確認事項、法令、条例、規則等に違反や虚偽の報告があった場合
- ・助成金を目的以外に使用した場合

### 【関係書類の保存について】

助成金を交付された団体は、助成金に関する収支の証拠書類(領収書など)をいつでも閲覧できるようにしておいてください。  
証拠書類は事業実施終了後、3年間保存してください。

## 12. その他 重要な注意事項(必ずお読みください)

### 【個人情報の取り扱いについて】

申請に関する個人情報はこうち未来基金の選考に関わる業務以外に使用しません。

### 【提出書類等の返却について】

提出いただいた書類・資料等は返却できません。